

2014年度 修士論文 要旨

(演習科目 日本文化学 A 演習Ⅱ)

(指導教員 清水正之教授)

国家神道形成過程におけるキリスト教の位相

—明治初期宗教問題に視点をおいて—

聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 (修士課程)

学籍番号 111MC701 氏名 小野久志

本論文は、本稿は国家と宗教の関係を、日本社会においてキリスト教、あるいは、キリスト教徒がマイノリティであることはいかなる意味があるのか、という問題として、それを明治初期の時代設定において解明することを試みる。国家神道を研究対象とする場合、何を指標として国家神道を定義するか、という問いが存在する。このことは、従前の国家神道研究においては、『狭義』『広義』の国家神道論として表現されてきた。それは次のように説明できる。

狭義の国家神道論 国家神道を神社神道の国家管理状態に限定して論じるもの

広義の国家神道論 国家神道を神社神道以外の宗教をも包摂する国家的宗教制度として理解しようとするもの

本稿は、国家神道の形成過程は、「神仏分離」から始まるとの理解に立ち、国家神道形成の指標を宗教における世俗の介入により想定する。ここでいう世俗とは宗教的超越存在に対する世俗的存在を指す。

明治維新は日本社会における封建制から近代国家構築への総体的転換の事象であり、明治政府は、直面する近代国家形成という課題をクリアするためには、まずもってその権力の正当性を証明しなければならなかった。このことは、近代国家形成のためには、国家体制、政治制度の転換のみならず、風俗、習慣の変換までが避けられないものとして要請されるが、それらが、どのような思想や精神原理によって正当性を持つことができるのか、という問題でもある。例えば、国体イデオロギーが近代日本の国家体制の正当性もしくは正統性を保証するものとして定置されたものであったとするなら、その国体イデオロギーに、キリスト教は如何に向き合ってきたのか、その解明が筆者の問題関心である。

明治初期に視点をあてて論を展開する際には、個々の宗教政策や宗教的な社会事象を国

家神道形成過程に位置づける必要がある。取り上げた事例は、浦上四番崩れ、神仏分離、太陽暦の採用、女人禁制撤廃令等であるが、それらを日本のキリスト教史との関連において分析することの意義は大きいものがある。また、その位置づけの意味をキリシタン時代の諸様相を対照することにより、日本宗教史における超越者の存在を照射する意味も持つものと考えられる。

その中で、本稿においては 1868(慶応 4)年 3 月 15 日太政官高札の第三札に「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ」と記された「邪宗」について検討することに焦点をおいた。その解明のため、キリシタン時代の様相を描き出し、それとの対比と連続性のなかで論理展開を試みたことで、本稿はキリスト教に対する邪宗観の形成とその継承に視点をあわせることができた。

具体的には、日本キリスト教史における第一戒の理解を明確にすることで、キリシタン時代の教理解と江戸時代における邪教観の形成の関連に、キリスト教邪宗観と神国思想の関連を加えて論じた。また、キリシタン時代における殉教論を考察することにより、明治初期の日本キリスト教が向き合わされていたものを描き出した。

本稿の中心課題である、「明治初期宗教政策上のキリスト教の位相」においては、宗教政策的には混迷していたと言われる明治初期を、国家神道の形成過程の初期として位置づけた。邪宗と見なされたキリスト教が向き合わされていたものについての考察を浦上四番崩れをめぐる事例において跡付けることによって、日本のキリスト教の表徴としての潜伏キリシタンの存在とその論理が、日本の社会に何を問いかけたのかを分析した。

また、「国家神道形成過程としての神仏分離」においては神仏分離の現象をキリスト教との対抗関係のなかにとらえ、大国隆正の「神道興隆につき意見書」の分析において、そのキリスト教との対抗関係の理論的背景を考察し、神仏分離が目指していたものを抽出した。その抽出概念を個別事例において検証したものが「民俗的習俗的事象行為の禁止をめぐって」であり、太陽暦採用、女人禁制撤廃、修験禁止を扱った。

以上のからつぎのことを総括的に提示した。

神仏分離以来の政策の帰結は、法理、教理を決定するのは政治であることの明示にあり、それを細分化すれば以下ようになる。

- i 国家が宗教の教理戒律にも介入するものであることを示したこと。
- ii そのことにより新たな教義を創出することを示したこと。
- iii 民法における婚姻関係の規定とあいまって、宗教的権威は血族により規定されること

を明示したこと。

これらが、明治初期の宗教政策における国家神道形成の方向性を具体化するものであった、と本稿は提示する。教義を決定する存在として天皇を定置する時、そのような天皇の位置づけの為には神仏分離が必要であり、なおかつそこに新たに形成される宗教的ヒエラルキーにキリスト教も組み込む装置が用意されていた、と結論した。本稿冒頭の、日本社会においてキリスト教、あるいは、キリスト教徒がマイノリティであることはいかなる意味があるのか、という問に対しては、天皇制もしくは国家神道体制下においてそれに対峙するマイノリティ性こそが「地の塩」としての存在意義、と解答を提出する。